

介護保険は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、いつまでも自立した生活を送れるように支援します。一日一日をより充実したものにするためにもそのしくみを理解しましょう。

介護保険の申請や届出には、「マイナンバー」が必要です

介護保険の各種申請や届出には、原則として、マイナンバー(個人番号)の記入が必要です。窓口では、マイナンバーの確認と本人確認を行います。

マイナンバーの確認には次のいずれかが必要

- マイナンバー(個人番号)カード
- 通知カード(住所、氏名等が住民票と一致している)
- 個人番号が記載された住民票 等

本人確認には次のいずれかが必要

- マイナンバー(個人番号)カード
- 運転免許証
- パスポート 等の写真つきの本人確認書類

写真がない本人確認書類の場合は2種類が必要。

※代理人が申請する場合は、代理人の本人確認ができるものをお持ちください。

一部の手続きがマイナポータルから電子申請できます

要介護・要支援認定申請など介護保険に関する各種手続きは、マイナポータル内の「ぴったりサービス」から24時間いつでも電子申請が可能です。

対応している手続きや申請方法などについて詳しくは、市区町村の介護保険担当課またはマイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)にお問合わせください。



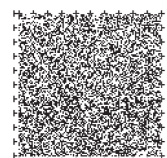
手続の検索・電子申請(ぴったりサービス)はこちら▲

文京区福祉部介護保険課

〒112-8555 文京区春日1-16-21 (文京シビックセンター9階)

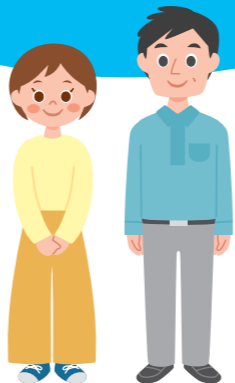
ホームページアドレス

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/tetsuzuki/kaigo.html>



介護保険の被保険者(介護保険の対象となる方)

年齢で二つに分けられます



(第1号被保険者) 65歳以上の方

介護サービスを利用できるのは介護が必要と認定された方です。▶P.9へ
病気やけがなど介護が必要になった原因にかかわらず、介護サービスの対象となります。

(第2号被保険者) 40～64歳の方

介護サービスを利用できるのは老化が原因とされる病気(特定疾病)により介護が必要と認定された方です。▶P.5へ

介護保険被保険者証

介護保険のサービスを利用するときなどに必要になります。

交付対象者

【65歳以上の方】

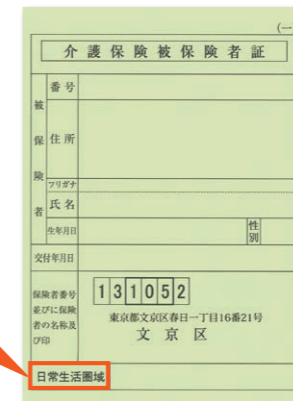
- 65歳になる月(誕生日が1日の方は前月)に交付されます。

【40～64歳の方】

- 要介護認定を受けた方に交付されます。

必要なとき

- ・要介護認定の申請をするとき(65歳以上の方)
- ・ケアプランを作成するとき
- ・介護保険サービスを利用するとき など



あなたの住所を担当する高齢者あんしん相談センターの圏域です。

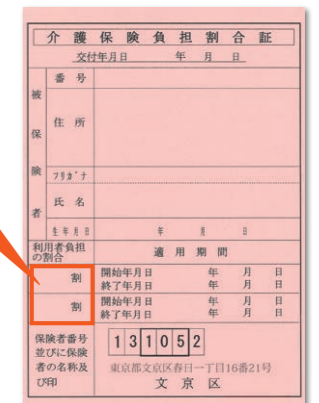
介護保険負担割合証

交付対象者

要介護認定を受けた方、事業対象者に交付されます。

必要なとき

介護保険サービスを利用するとき
【有効期限】
1年間(8月1日～翌年7月31日)



負担割合(1～3割)が記載されます。

大切に保管しましょう。